

# 東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会設置要綱

令和元年5月17日制定 31総人権人第112号

## (名称)

第1条 本会は、東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 東京都における犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための条例の概要案や支援策などについて、犯罪被害者等、支援団体及び学識経験者等との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、「東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会」を設置する。

## (委員等)

第3条 懇談会は、知事が別途委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から令和2年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 実際に会議に出席した委員に対しては、都の基準により定める報酬を支払うことができる。
- 4 会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

## (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、東京都総務局人権部人権施策推進課において処理する。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。